

「伝統的酒造り」の技術承継に係る 実証分析対象事業者

公募要領

(受付期間)

受付開始：令和7年6月28日（土）

受付締切：令和7年7月16日（水）

(応募書類の提出先)

以下の事務局宛てにメール添付でご送付ください。

(本事業のお問合せ先)

事務局：株式会社パソナ

Tel：070-5592-4826 / 080-3258-8674

Mail：globalforce@pasona.co.jp

国税庁

「伝統的酒造り」の技術承継に係る実証分析事業

令和7年6月

【目 次】

1. 実証分析事業の概要
2. 公募の目的
3. 公募対象者の要件
4. 応募について
5. 本事業の流れ
6. 候補者の選定方針
7. 事業企画運営にあたっての重要説明事項
8. 問い合わせ先

1. 実証分析事業の概要

「伝統的酒造り」の技術承継に係る実証分析事業は、ユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」の高い技術力を、伝統や歴史と共に次世代へ円滑に承継することを目的とし、熱意を持つ者がその技術を継承する過程における課題等を調査・実証分析し、その結果を公表することで業界全体での事業承継の円滑化を図るとともに、輸出促進にも資する「伝統的酒造り」の魅力である伝統や歴史の維持を目指すものである。

2. 公募の目的

「伝統的酒造り」の技術を継承する過程における課題等を調査・実証分析するため、「伝統的酒造り」を受け継ぐ候補者（以下「承継先候補者」という。）または、「伝統的酒造り」を引き継ぐことを希望する事業者（以下「承継元候補者」という。）を対象として、候補者3者の公募を実施する。

公募に対して申請があった候補者の中から、書面審査および審査会（30分程度のヒアリングを含む）を通して分析対象事業者を決定する。選定された分析対象事業者は、事業承継計画の策定および事業承継の実施に際して、以下の支援を受けることができる。

- ・ 専門家（※1）3名による事業承継計画の分析および作成支援
- ・ 事業承継支援機関・公的金融機関との連携
- ・ 地域（自治体、酒造組合等）との協力関係を構築する機会の提供
- ・ 有識者からなるアドバイザリーボード（※2）による情報提供等支援

※1 本事業に協力予定の専門家

- ・ 事業承継の専門家（弁護士、公認会計士、税理士または中小企業診断士）

- ・ 清酒製造業の行政の専門家（公認会計士、税理士または中小企業診断士）
- ・ 清酒製造業の実務の専門家
- ・ 金融支援の専門家

※2 アドバイザリーボードには、※1 に協力予定の専門家に加えて、法律や税制、会計、補助金、融資その他事業承継に関する質問等に回答可能な体制を整備する。

3. 公募対象者の要件

日本国内居住の個人または日本に本店を有する法人であり（本事業の実証分析対象に選定された時点で、日本国内居住予定の個人または日本に本店を有する予定の法人を含む）以下のいずれかの区分に該当し、「伝統的酒造り」に関する技術の継承を志向する者を公募する。

（A）承継先候補者

「伝統的酒造り」に携わる意志と熱意を有する個人、法人またはグループ
（酒蔵勤務経験者、他業種からの事業転換希望者、起業志望者等を含む）

（B）承継元候補者

現在、「伝統的酒造り」を営んでおり、事業承継先および後継者を探している事業者
（ただし、承継意欲および一定の引継条件（譲渡金額・設備・土地建物等）を明示できる者に限る）

4. 応募について

(1) 応募に必要な書類

(A) 承継先候補者

必須	☐ 応募申請書（様式第1号）【区分A/承継先候補】
任意	☐ 個人、団体またはグループの説明資料
	☐ 計画書や直近の決算書など

(B) 承継元候補者

必須	☐ 応募申請書（様式第2号）【区分B/承継元候補】
任意	☐ 事業者説明資料
	☐ 計画書や直近の決算書など

(2) 応募書類一式の提出期日

令和7年7月16日（水）の17:00まで（厳守）

(3) 応募書類の提出先と提出方法

提出先：事務局

提出方法：電子メールにて提出

※必須書類を PDF でメール添付してください。

応募書類の提出先

事務局：株式会社パソナ

Mail : globalforce@pasona.co.jp

5. 本事業の流れ

STEP. 1 応募受付	令和7年6月28日 ~ 令和7年7月16日
STEP. 2 書類審査結果の通知	令和7年7月21日
STEP. 3 面談審査	令和7年7月24日 ~ 令和7年8月5日
STEP. 4 面談審査結果の通知	令和7年8月11日
STEP. 5 承継計画の策定・実施	令和7年9月1日 ~ 令和8年3月20日

6. 候補者の選定方針

以下を含む項目を総合的に判断して、分析対象事業者として適切な候補者を選定する。

(A) 承継先候補者

- ・「伝統的酒造り」の歴史的背景・技術的特徴に整合していること
- ・承継後の経営計画および実施体制が具体的かつ現実的であること
- ・伝統技術を次世代へと引き継ぐための計画があること
- ・地域の生産者、企業、自治体等との協働計画があること
- ・新たな市場開拓・販路拡大計画があること
- ・本事業の実証分析に必要な情報提供が可能であること

(B) 承継元候補者

- ・希望譲渡条件や事業承継後の希望が明示されていること
- ・本事業の実証分析に必要な情報提供が可能であること

7. 事業企画運営にあたっての重要説明事項

本事業は「実証分析事業」であり、事業承継の確約や資金助成を行うものではない。

また、本事業は令和7年度予算に基づく単年度事業であることにご留意いただきたい。

8. 問い合わせ先

(受託者名)

株式会社パソナ

担当：下鳥・青木

Tel：070-5592-4826 / 080-3258-8674

Mail：globalforce@pasona.co.jp

FAQ

1. 本事業についての質問

よくある質問	質問についての回答
本事業における「伝統的酒造り」の定義は何か。	令和6年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」に基づき、杜氏・蔵人等が「こうじ菌」を用いて、日本の気候風土に合わせて、経験に基づき築き上げてきた酒造り技術を指します。
実証分析事業者に選定された場合、実際に事業承継が行われることになるか。	本事業は「事業承継に向けた実証分析」を目的としており、事業承継の成立を保証するものではありません。
実証分析事業者に選定された場合、資金的な支援は受けられるか。	資金助成（補助金・助成金等）は行っていません。事業承継計画策定の支援や専門家によるアドバイス提供を中心とした支援となります。
実証分析事業者として選定された後、公表される情報はどの範囲か。	選定された分析対象事業者の概要（事業名・所在地・事業内容など）は、後日、本事業の成果報告や広報資料として公表される場合があります。個別に非公開希望がある場合は、事前に事務局までご相談ください。
実証分析の終了後、公表される情報はどの範囲か。	本事業の実証分析結果として、直面した課題やそれに対する取り組み、今回実施したサポートとその効果などが匿名化された状態で公開される予定です。個別に非公開希望がある場合は、事前に事務局までご相談ください。
本事業終了後のフォローアップ支援はあるか。	本事業は単年度事業のため、終了後の継続的な支援は原則予定していません。

2. 応募についての質問

よくある質問	質問についての回答
応募者に年齢制限はあるか。	ありません。
法人として応募することは可能か。	可能です。個人・法人・グループを問いません。
海外在住でも応募は可能か。	可能です。ただし、選定された際に日本国内に居住予定であることが条件です。
他の補助金や公的支援を受けている事業者でも応募可能か。	可能です。ただし、他の事業支援を受けている場合、審査時に重複する内容や整合性を確認して、必要に応じて補足資料の提出を依頼します。
応募に必要な書類のフォーマットはどこで入手できるか。	国税庁ホームページの本公募掲載サイトよりダウンロード下さい。
応募書類は郵送でも提出可能か。	原則、応募書類はPDF形式で電子メールにてご提出ください。電子メールでの提出が困難な場合は、事務局までご相談ください。
複数の候補者と連名での応募は可能か。	1グループとして応募可能です。応募申請書にその旨を明記し、代表者を一人指定してください。
応募内容の変更や辞退は可能か。	応募後の重大な変更については、速やかに事務局へご連絡ください。 辞退も可能ですが、できるだけ早めのご連絡をお願いします。
応募後、応募内容に不備が発覚した場合はどうなるか。	応募書類に不備があった場合、事務局より修正・再提出をお願いすることがあります。 期日までに修正できない場合は審査対象外となるため、ご注意ください。

3. 審査についての質問

よくある質問	質問についての回答
面談審査（ヒアリング）はどこで行われるか。	東京都内の会議室を予定しています。 遠方の方などについては、オンライン（Zoom 等）での面談も対応可能です。 日時は事前にご相談の上、個別に調整します。
審査結果はいつ、どのように通知されるか。	書類審査および面談審査を経たのち、8月11日に、電子メールにて結果を連絡します。